

付則 9

事故防止の手引き

目 次

事故防止の手引き	1
1. 安全教育	1
2. 安全装備	1
3. 感電防止	1
4. 墜落防止	2
5. 在来施設物の取扱い	2

事故防止の手引き

1. 安全教育

安全教育は、事故防止に大きな役割を占めるものであり、作業員全員に十分徹底すること。

- (1) ミーティングの励行（K.Y 活動、K.Y.K 活動等）
- (2) 作業に応じた適正な配置、作業量を割当て、その担当を明確にしておくこと。
- (3) 危険な作業箇所、不良箇所、方法等を発見したならば、直ちにその対策改善を行うこと。
- (4) 作業指揮者の能力の向上を図ること。

2. 安全装備

- (1) 服装は作業に適したものを正しく着用すること。また、施工上必要な安全装備は事前に点検設備を行ったうえ、正しく使用すること。
- (2) 工事現場内では、すべての従業員に必ず保護帽（ヘルメット）を着用させること。
- (3) 路上において作業する場合は、必要に応じて交通安全用保安衣を着用すること。
- (4) 高所、地下作業を行う場合は、安全帯または墜落制止用金具（フルハーネス）などを正しく着用すること。
- (5) 有毒ガス及び酸素欠乏の発生する恐れのある場所で作業を行う場合は、事前に十分な調査を行い、換気、空気呼吸器の装置を設置すること。

3. 感電防止

- (1) 工事用電力の取扱いは、有資格者による責任者を明確に定め、その指示に従って感電防止対策を講ずること。
- (2) 電気設備の保安は、電気主任技術者のもとで行い、機器の設置移動に際しては、関連現場との連絡及び安全作業に万全を期すること。
- (3) 機器の使用にあたり、電源表示の確認、配線を含めて使用前点検を励行すること。
- (4) 水中、雨中その他湿気のある場合または鉄盤上での作業において機器を使用する場合は、ゴム長靴、ゴム手袋を用意し、作業に十分注意すること。
- (5) 機器、配線に破損、傷害（停電事故を含む）があった場合は、電気主任技術者の指示により、この処置にあたること。
- (6) 変電設備・分電盤の設置にあたっては、防水、山崩れ、機械等の接触がない所を選び、破損及び危険を防ぐため周囲に柵などを設けること。
- (7) 分電盤には、作業完了後は勿論、作業中であっても開閉時以外は必ずカギを掛けること。

4. 墜落防止

- (1) 墜落防止については、基本的な安全対策を怠らず、作業開始前に十分な注意を図り、不注意による墜落等のないようにすること。
- (2) 高所、地下作業を行う場合は、足場または安全ネットを張り堅固な作業床、仮設通路を設置すること。
- (3) 開口部には、手すり、照明設備、関係者以外の立入禁止等の措置を行うこと。
- (4) 足場作業床等は、使用目的に応じた安全な構造とし、材料は損傷、変形腐食などないものを使用し、踏外し、転倒などのないように緊結し、常に点検を行い、安全を確認すること。
- (5) 道路に面した場所及び隣接工作物のある場合は、足場の外側に金網、シート等の防護施設を施すこと。
- (6) 足場または高所から機械を吊り降ろす場合は、監視員を配置し、吊り降ろし設備により安全に行うこと。
- (7) 重量物の積み降ろしの際は、監視員を配置し、熟練技術者によりの確に行うこと。
- (8) 作業員の教育は、訓練を実施するとともに、高齢者、体調不良の作業員等に高所作業をさせないようにすること。

5. 在来施設物の取扱い

- (1) 在来施設物の取扱いについては、当該管理者と十分打合わせを行い、作業中に損傷を与えないよう、その保全に努めること。
- (2) 掘削工事の施工に際しては、当該管理者に立会を求め、既設埋設物（種類、材質、寸法、位置等）について十分調査、確認し、埋設物調査図を作成し、これをもとに作業従事者に徹底させて安全施行を進めること。
- (3) 予期しない埋設物が出てきた場合は、直ちに監督員並びに当該管理者に連絡し、その対策を講ずること。
- (4) 埋設物の防護、復旧、埋戻しについては、当該管理者の立会指示を求め、適切な方法等の確認を得てから施工を進め、現場の状況写真を撮影し、記録に残すこと。
- (5) 水道管、ガス管などの曲線部の防護は、抜止防止等、特に念入りに行うこと。
- (6) 露出配管には、その種類、寸法、連絡先などを標示し適時点検を行い、ワイヤー支持杭、吊り桁、杭木などの異常の有無を確認すること。
- (7) 開口部などで常時資器材を搬入する箇所については、埋設物に損傷を与えないように十分な防護措置を講ずること。
- (8) 矢板または杭の引抜きにあたっては、埋設物に支障のないよう注意して行うとともに、引抜き跡は十分に砂で充填し、地盤の沈下を防止すること。
- (9) 架空電線路に近接して施工する場合は、あらかじめ当該管理者と打合せ、必要な防護措置を講じたうえ、選任の監視員を配置すること。

- (10) 架線、構造物等または作業場の境界に近接して機を操作する場合は、輪止め装置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対するビニール製防護管、誘導員の配置等、万全の措置を講ずること。
- (11) 高圧線において、危険範囲内に機械類が近接しないように、電柱（鉄塔も含む）との間にロープを張り、適当な間隔に赤い布切れを取付け、注意して施工すること。
- (12) 架空線または埋設物に支障を与えた場合、または既存の不良箇所を発見した場合は、直ちに適切な措置をとるとともに、当該管理者に報告し、その指示を受けること。